

秋田市大森山動物園活性化企画提案募集に関する要綱運用指針

〔平成25年5月22日
商工部長決裁〕

(趣旨)

第1 この指針は、秋田市大森山動物園活性化企画提案募集に関する要綱（平成25年5月17日市長決裁。以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、秋田市大森山動物園の活性化を図るための民間事業者による企画提案事業（以下「企画提案事業」という。）を円滑かつ適正に実施するに当たり必要な細目を定めるものであること。

(要綱第2条第1項の広告媒体の内容)

第2 要綱第2条第1項第1号に定める動物園のロゴマークおよびキャラクター（平成25年2月18日市長決裁）は、別図1および別図2に定めるとおりであること。

2 要綱第2条第2号の「飼育動物の名称および愛称」については、別表のとおりとし、常にその内容に係る最新の状況が把握できるようにしておくこと。

3 要綱第2条第1項第4号の「飼育動物の静止画および動画」は、カメラ、ビデオカメラその他電磁的記録媒体を利用して撮影された動物の画像をいうものであること。

(要綱第2条第1項第5号の適当と認められる広告媒体)

第3 要綱第2条第1項第5号の「適当と認められる広告媒体」は、必要に応じて規定するものであるが、新たな広告媒体が発生したときは、要綱の改正を速やかに行い、例示的に列挙するものとして加えること。

(要綱第2条第2項第2号の情報板等の設置者およびその使用)

第4 要綱第2条第2項第2号に定める「情報板、動物解説板その他情報提供のための工作物」（以下「情報板等」という。）は大森山動物園が設置するものであること。

2 情報板等は、土地に定着する工作物であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項第1号の不動産に該当することから、大森山

動物園が来園者に対し飼育動物の情報を提供するとともに、企画提案事業を実施する際に利用することを目的として設置する公有財産（行政財産）であると捉えるものであること。ただし、企画提案事業を実施している民間事業者以外の者が当該企画提案事業の実施の妨げにならない範囲で使用することができるものとする。

3 前項ただし書に規定する情報板等の使用については、地方自治法第238条の4第2項第4号に規定する行政財産の貸付け又は同条第7項に規定する行政財産の目的外使用許可によるものとする。この場合においては、申請書、使用許可書等については、本市において一般的に用いられている総務部財産管理活用課が作成した様式を用いるものであること。

（要綱第2条第2項第3号の動物園内の指定場所）

第5 要綱第2条第2項第3号の「動物園内の指定場所」は、園路、各獣舎周辺、その他の未使用地で通行および観覧の妨げにならない場所とする。この場合における指定行為は、大森山動物園長が行うこと。

（要綱第2条第2項第4号の適当と認められる活用媒体）

第6 要綱第2条第2項第4号に定める「適当と認められる活用媒体」は、必要に応じて定めるものであるが、新たな活用媒体が発生したときは、要綱の改正を速やかに行い、例示的に列挙するものとして加えること。

（要綱第3条第1項第3号の別に定める禁止事項）

第7 要綱第3条第1項第3号に定める「別に定める禁止事項」とは、次に掲げる事項とする。

- (1) キャラクターを立体的にしないこと。
- (2) キャラクターの主線を消さないこと。
- (3) キャラクターの顔の比率を変えないこと。
- (4) キャラクターの体の比率を変えないこと。
- (5) キャラクターの主線の太さを変えないこと。
- (6) キャラクターの色味を変えないこと。
- (7) キャラクターの主線の色を変えないこと。
- (8) キャラクターの背景に模様を入れないこと。

2 前項各号に掲げる事項については、別図3参照のこと。

(要綱第4条第1項ただし書の市長が特に応募することを認めた者)

第8 要綱第4条第1項ただし書に定める「市長が特に応募することを認めた者」とは、市外に所在地又は住所を有している者であって、都市又は施設におけるにぎわいづくり等の分野において卓越した能力又は実績があり、社会的信用を有すると市長が認めたものをいうものであること。この場合においては、個人であっても差し支えないものであること。

(第4条第2項第4号等の要件を市長が定める理由)

第9 要綱第4条第2項第4号および要綱第5条第10号の要件を市長が定める理由は、これらの規定が「提案者の資格」および「募集の対象としない事項」という大森山動物園活性化企画提案の制度の根幹に係る重要な要素を定めているからであること。

(企画提案の募集の周知)

第10 要綱第6条第1項の規定により、企画提案は大森山動物園長が期間を定めて募集するが、大森山動物園は、本市の広報紙、ホームページ、日刊新聞その他の媒体を利用しながら、積極的に企画提案を募集するものであること。

(理由の提示)

第11 要綱第8条第1項の規定による企画提案の採用の可否の決定は、法令に基づくものでないため行政処分に該当しないが、同条第2項の企画提案不採用通知書に不採用となった理由を記載するときは、秋田市行政手続条例（平成7年秋田市条例第44号。以下「手続条例」という。）第7条第1項本文の規定の趣旨に照らし、できる限り具体的なものとしなければならないこと。

2 要綱第16条第1項の規定による企画提案の採用決定の取消し又は企画提案事業の全部もしくは一部の停止（以下「企画提案の採用決定の取消し等」という。）をしようとするときは、手続条例第2条第6号の不利処分には該当しないが、手続条例第13条第1項本文の規定の趣旨に照らし、当該採用決定の取消し等の理由をできる限り具体的に記載し通知しなければならないこと。

(不採用決定通知書と教示文の関係)

第12 要綱第8条第1項の規定による企画提案の採用の可否の決定は、法令に基づくものでなく行政処分に該当しないので、同条第2項に定める様式第3号の企画提案不採用決定通知書および企画提案の採用決定の取消し等に係る通知書には、教示文は不要であること。

(第三者への権利義務譲渡の手続)

第13 要綱第9条第2項の規定に基づき、被決定者が第三者への権利義務の譲渡を申し出るときは権利義務譲渡申出書(様式1)、当該申出に対し市長が、承認するときには権利義務譲渡承認通知書(様式2)、不承認とするときは権利義務譲渡不承認通知書(様式3)によるものとする。

(審査委員会の法的性格等)

第14 要綱第10条第1項の規定により設置される審査委員会は、事務事業に係る意思決定機関ではなく、あくまでも市長に意見を述べる内部的な諮問機関であることに留意すること。

(大森山動物園応援会の役員の定数)

第15 要綱第10条第2項第7号の大森山動物園応援会の役員の員数は、1人以上とすること。

(プレゼンテーションの実施)

第16 審査委員会は、必要に応じて、提案者にプレゼンテーションを行わせることができるものであること。

2 審査委員会は、前項のプレゼンテーションの直前、実施中又は直後において、要綱第13条に規定する企画提案の内容の修正又は変更(以下「企画提案の修正等」という。)を求めることはできないものであること。

(企画提案の修正等を求める理由の記載)

第17 審査委員会は、企画提案の修正等を求めるに当たっては、その理由を意見書に記載するものとし、提案者との折衝は事務局職員が行うものとする。

(会議録等の作成)

第18 審査委員会が会議を開いたときは、事務局職員は、要点筆記方式に

より会議録を作成するものとする。

- 2 前条の規定により提案者と事務局職員とが企画提案の修正等の折衝を行ったときは、事務局職員は、要点筆記方式により折衝記録を作成するものとする。

(協定等の締結に係る決裁権者)

第19 要綱第15条の協定等（以下「協定等」という。）を締結するに当たっての決裁権者は、市長であること。ただし、既に採用されている企画提案において再度協定を締結する場合の決裁権者は観光文化スポーツ部長とする。

- 2 協定等に記載すべき主な事項は、次のとおりであること。

- (1) 協定等の目的に関する事項
- (2) 企画提案によって事業化する事項
- (3) 協定等の有効期間
- (4) 支援金の額、提供の時期等に関する事項
- (5) 事故、紛争等が発生した場合の責任等に関する事項
- (6) 個人情報の取扱いに関する事項
- (7) 要綱に規定している事項であって、協定等にも規定する必要があると認める事項

(協定等を締結する際の留意事項)

第20 市長は、新たに協定等を締結する際は、既に事業化され存在している権利又は保護に値する利益を侵害しないよう十分留意しなければならないものであること。

(支援金)

第21 要綱第17条第2項の規定により支援金の額の設定又は変更について審査委員会の意見を徴するのは、大森山動物園単独で決めるのではなく、広く意見を徴し、より客観的かつ妥当な金額を導き出す趣旨であること。

- 2 支援金は、被決定者が企画提案事業の実施によって得られる収入の一定割合とするものであること。ただし、被決定者との事前の協議により、一定の金額とすることができるものであること。

- 3 支援金の性格は、被決定者の任意の意思に基づく寄附金であること。

(委任)

第22 この指針に定めるもののほか必要な事項は、大森山動物園長が別に定めること。

附 則

この指針は、平成25年6月1日から運用する。

附 則

この指針は、平成26年9月8日から運用する。

附 則

この指針は、平成28年9月27日から運用する。